



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 東洋製罐株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 三木 啓史
(コード番号 5901 東証第一部・大証第一部)
問 合 せ 先 常務執行役員総務部長 清水 泰行
(TEL 03-3508-2113)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の当社第 96 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたこととともない、つぎのとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するものであります。(現行定款第 8 条) また、これとともない、当社定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除および株式取扱いに関する形式的変更等の所要の変更を行うものであります。(現行定款第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条)
- (2) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。(変更案附則第 1 条、第 2 条)
- (3) 上記の変更とともない、必要となる条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定) <u>第12条</u> 当社の株券の種類ならびに株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p><u>第13条～第39条</u> (条文省略) (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数) <u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定) <u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p><u>第12条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>